



# 熊本県公報

第 1 2 4 1 1 号  
平成 27 年 4 月 21 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○公有水面埋立てに伴うしゅん功認可	(漁港漁場整備課) 1
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧	(団体支援課) 2
○種畜証明書の書換交付	(畜産課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービスの事業者の指定	( ) 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(社会福祉課) 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更	( ) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	( ) 4
○道路の供用開始	( ) 4
○道路の供用開始	( ) 4
○道路の供用開始	( ) 5
<b>公 告</b>	
○国土調査成果の認証	(技術管理課) 5
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 6
○平成 27 年度熊本県調理師試験の実施	(健康づくり推進課) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 4 2 7 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定により公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日  
平成 27 年 4 月 6 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号 御所浦漁港管理者 熊本県  
天草市東浜町 8 番 1 号 天草市
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
天草市御所浦町御所浦字竹ノ内 2081 の 16、2081 の 14、2081 の 17、2081 の 13 及び字堂ノ脇 2269 の 2 に隣接する無番地(堤)並びに 2305 の 9、2305 の 6 地先公有水面
  - (2) 区域  
次の(1)の地点から(14)の地点までを順次直線で結んだ線及び(14)の地点と(1)の地点を結ぶ平成 20 年春分の日満潮位(D. L. + 3.66メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
    - (1) の地点 天草市御所浦町御所浦字堂ノ脇 2305 の 9 地内 地籍図根多角点  
(L L 1 1 4 - 4 北緯 3 2 度 2 0 分 5 5 . 3 9 1 7 秒 東経 1 3 0 度 2 1 分 2 6 . 4 2 4 7 秒) から 3 3 9 度 2 1 分 3 5 秒 1 1 1 . 8 7 7 メートルの地点
    - (2) の地点 (1)の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 2 1 . 2 2 0 メートルの地点
    - (3) の地点 (2)の地点から 2 2 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
    - (4) の地点 (3)の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 3 . 8 0 0 メートルの地点
    - (5) の地点 (4)の地点から 4 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
    - (6) の地点 (5)の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 2 0 . 2 0 0 メートルの地点
    - (7) の地点 (6)の地点から 2 2 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
    - (8) の地点 (7)の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 3 . 8 0 0 メートルの地点
    - (9) の地点 (8)の地点から 4 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
    - (10) の地点 (9)の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 2 0 . 2 0 0 メートルの地点

- (11) の地点 (10)の地点から222度09分32秒 1.000メートルの地点
- (12) の地点 (11)の地点から132度09分32秒 3.800メートルの地点
- (13) の地点 (12)の地点から42度09分32秒 1.000メートルの地点
- (14) の地点 (13)の地点から132度09分32秒 12.338メートルの地点

(3) 面積  
3,649.80平方メートル

- 4 埋立地の用途  
漁港施設用地
- 5 埋立免許の年月日及び番号  
平成21年8月7日付け熊本県指令漁整第17号
- 6 関係書類の備置場所  
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び天草広域本部農林水産部漁港課並びに天草市経済部水産振興課

**熊本県告示第428号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称  
松島加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
上天草市松島町合津6959番地5 中崎 勝男  
上天草市松島町合津7360番地 杉田 和春  
上天草市松島町合津6716番地4 濱崎 繁秋
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成27年4月21日から平成27年5月5日まで
- 5 縦覧場所  
天草漁業協同組合

**熊本県告示第429号**

次のとおり種畜証明書を書換交付したので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定により公示する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11420509906	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県合志市栄3801 熊本県農業研究センター	熊本県玉名市横島町 共栄37 独立行政法人家畜改良センター熊本牧場

**熊本県告示第430号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ナツキ 総建	ディサービス おおいけ	合志市御代志字 前田853番地 68	平成27年 4月21日	通所介護

**熊本県告示第431号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ナツキ 総建	ディサービス おおいけ	合志市御代志字 前田853番地 68	平成27年 4月21日	介護予防通所 介護

**熊本県告示第432号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ヒルズ歯科クリニック	八代市西片町2000-9	平成27年4月1日

**熊本県告示第433号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
おおた歯科こども歯科クリニック	名 称		平成27年2月 23日
	おおた歯科クリニック	おおた歯科こども歯科クリニック	
	所 在 地		
	球磨郡多良木町多良木884	球磨郡多良木町多良木938-3	

**熊本県告示第434号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成27年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	二見田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字棕野	前	5.2 ～ 9.9	60.0	防交安 (改築)
		葦北郡芦北町大字井牟田字獨塩屋 360番2地先まで	後	19.6 ～ 25.2	60.0	

2 区域を変更する期日 平成27年4月21日

**熊本県告示第435号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野 2517番4地先から 同所 2519番4地先まで	前	8.9 ～ 25.5	106.7	単防災
			後	12.4 ～ 34.7	106.7	

2 区域を変更する期日 平成27年4月21日

**熊本県告示第436号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字水越字平保ノ木 3906番地先から 上益城郡御船町大字水越字北浦田 3950番3地先まで	265.15	防交(災害防除)

2 供用を開始する期日 平成27年4月21日

**熊本県告示第437号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野 297番4地先から 同所 300番1地先まで	44.3	災害復旧
		阿蘇市一の宮町三野 2346番7地先から 同所 2346番7地先まで	110.0	

		阿蘇市一の宮町三野 578番1地先から 同所 578番1地先まで	16.3	
--	--	---	------	--

2 供用を開始する期日 平成27年4月21日

**熊本県告示第438号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	川尻宇土線	熊本市南区富合町大字田尻字八反田 584番6地先から 宇土市三拾町字堂の本 290番3地先まで	207.9	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成27年4月21日

**公 告**

**熊本県公告第261号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
山都町	平成24年度から 平成26年度まで	鶴ヶ田の一部の地域	地籍図及び 地籍簿	平成27年 3月31日
山都町	平成24年度から 平成26年度まで	小峰・貫原の一部地域及び小中竹の全部の地域	地籍図及び 地籍簿	平成27年 3月31日

**熊本県公告第262号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第134 4号	魚かす 粉末	魚粕粉 末3号	窒素全量： 7.0 りん酸全量： 8.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	野口 寛 天草市久玉町1 463番地13	平成33 年4月9 日

**熊本県公告第263号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3013番10  
330.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町新山二丁目2番5号  
大山 憲治

**熊本県公告第264号**

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により平成27年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）第9条の規定により公告する。

平成27年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日  
平成27年8月27日（木）
- 2 試験場所  
公立大学法人熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号
- 3 試験科目及び時間
  - (1) 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
  - (2) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 4 受験資格
  - (1) 学歴  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は同法附則第3項に規定する者
  - (2) 調理実務経験  
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
  - (1) 提出書類  
次に掲げる書類を提出すること。ただし、平成24年度から平成26年度までのいずれかの年度に行われた調理師試験に係る熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、イ及びウに掲げる書類の提出を省略できる。  
ア 受験願書 1部  
イ 調理業務従事証明書 1部  
ウ 学校教育法第57条に規定する者又は同法附則第3項に規定する者であることを証する書類  
エ 写真（受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したもの） 1枚  
オ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前6月以内に交付されたもの） 1部  
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名（受験票を提出する者にあつては、当該受験票の氏名）と現在の氏名が異なる場合に限る。
  - (2) 受験願書の配付  
平成27年5月15日（金）から平成27年6月19日（金）まで、熊本県の保健所、熊本市の保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日には、配付しない。  
なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書きし、宛て先を明記し、92円切手を貼った返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
  - (3) 受験願書等受付期間  
平成27年6月15日（月）から平成27年6月19日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成27年6月19日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。
  - (4) 受験願書等提出先  
受験願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）をするとき、必ず書留郵便とし、封筒の表に「調理師

- 試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課に送付すること。
- ア 熊本市居住者にあつては、熊本市の保健所  
イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所  
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
- (5) 受験手数料  
6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）  
受験願書を受理した後の受験手数料は、返還しない。
- 6 受験票の交付  
受験票は、受験願書を審査した後、受験者に郵送により交付する。
- 7 合格基準  
原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各科目の得点が科目ごとの平均点の2割以上であること。
- 8 合格発表  
合格者は、平成27年9月17日（木）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 9 その他  
(1) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行うこと。  
(2) 熊本県個人情報保護条例第22条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者に開示するものとする。  
なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。  
(3) 出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。この場合において、掲載期間は、1年間（平成27年9月17日（木）から平成28年9月16日（金）まで）とする。